

広島県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年七月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

木頃井永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町井永字大平四一五番一地从先から 府中市上下町井永字半田一一六番一地从先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	一〇・五〇 〇・三〇・七〇	三・九五〇 一〇・三五〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	六〇・三〇〇	六〇・三〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	八〇・三〇〇	八〇・三〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	六 〇・二四・六	一〇・〇六 〇・二四・六	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	拡幅		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	ダブルウェイ		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考